

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

能登町「ひと・くらしが輝く自然のめぐみのまち」再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

石川県及び鳳珠郡能登町

3．地域再生計画の区域

石川県鳳珠郡能登町の全域

4．地域再生計画の目標

能登町は能登半島の北東部に位置し、富山湾に面した海岸線と町域の8割を占める丘陵地からなる風光明媚な町であり、古くから漁業と農林業が栄えて来た豊かな自然を有する農山村地域である。また、観光資源として「植物公園」（旧柳田村）、「恋路海岸」（旧内浦町）、縄文時代の遺跡として全国的にも貴重な「真脇遺跡」（旧能都町）を有している。

現在能登町は、平成17年3月に旧能都町、旧内浦町、旧柳田村を枠組みとした町村合併を終え、生活・産業を軸に「奥能登にひと、くらしが輝くふれあいのまち」をスローガンに、全町民が地域に愛着を持ち、生き活きと輝き、人々がふれあい、支えあうまちづくりを進めている。しかし、能登町役場は分庁方式を採用しているため、旧町村間におけるサービスの向上と地域の一体化を進める上で、新しい地域間を結ぶ道路ネットワークづくりが重要な課題となっている。

生活面においては、少子化の影響と町村合併による小学校の統廃合が段階的に進められ、児童の通学はスクールバスや家族のマイカーによる送り迎えで対応していることや、高齢者が病院やデイサービス施設へのバスなどによる通院可能範囲の拡大や快適性向上を求めていることから、高齢者や子供が安心して生活できる地域づくりを目指し、アクセス道路の改善や交通事故危険箇所解消が望まれている。

その中でも、町道2級柿生1号線は、標高17mの幹線道路から頂上の101mを縦断勾配13%で上る険しい道路である。線形も曲がりくねっているため冬季間などとはとても危険で、スリップ事故などが年に2,3回起きている。また幅員はW=4.00と狭く、スクールバスなどの大きい車が通るようになってすれ違いが困難となっている。当地区の改修を行うことで、幹線道路や統合小中学校へのアクセス改善が見込まれ、交通事故件数の減少が期待できる。

また、昭和39年から長年町民の足として活躍してきた「のと鉄道・能登線」が平成17年3月をもって廃線となり、より一層の自動車利用が高まることが予想され、奥能登を縦断する県土幹線軸珠洲道路とを結ぶ基幹道路網の整備が重要な課題となっている。

農業については、水稻作を基本としているが、国営農地開発事業輪島柳田地区や県営総合農地開発事業内浦地区等が実施され生産基盤が整ったことにより、畑作・果樹も盛んで、日本有数の産地であるブルーベリーや、イチゴ等の付加価値の高い複合型経営農業を推進している。しかし、特に海岸沿いの地域では、既設幹線道路の国道249号が夏期観光シーズンには通行車両が集中し、渋滞する現状であり、この時期に集出荷する農作物が多い本地域では農産物輸送の迅速化を図り、流通の合理化、農業経営の安定化を目指すことが重要な課題となっている。そのため、基幹的道路として「広域農道 能登内浦地区」の整備を行い、主な出荷先である金沢・関西市場へ県土幹線軸珠洲道路、能登縦貫有料道路を経由して農産物集出荷を行う計画である。

また、水産業についても、小木港には100t~300tクラスのイカ釣り漁船が数多く、国内有数のイカの漁獲量を誇るイカ釣り船団基地であり、特産品のイカスミを使った魚醬「いしり」等も有名である。しかし、海岸周辺道路網の整備が遅れているなど同様な問題を抱えており、流通の合理化等、大都市への新鮮な水産物供給力のアップが望まれている。

林業については、当地区の森林は水源かん養や山地災害防止等、公益的機能の高い森林資源と捉えられているにも関わらず、近年の過疎化・高齢化等の理由から担い手の不足による間伐作業等の適正な森林施業がなされていないことで、森林が持つ公益的機能の低下が危惧されている。そこで、大型運搬車両の走行が可能となることにより伐採木搬出作業の効率化が図られる等、森林施業の利便性向上のために林道整備を行い、森林の適正な整備・保全を図る必要がある。

以上の問題を総合的に鑑み、広域農道、町道及び林道を道整備交付金を活用して一体的に整備し、地域の生活・産業を支える効率的かつ安全な道路ネットワーク環境の構築を図る。これと合わせて住民主体の魅力的なまちづくりを推進すること等により、ブルーベリーの生産やイカ漁等の地域の特色ある農林水産業の振興と、合併により誕生した新しい町の一体化を進め、「ひと・くらしが輝く自然のめぐみのまち」を目指す。

(目標1) 基幹農道及び町道整備による農産物輸送距離・時間の短縮
(2.1kmの減、6分短縮 現状4.8km、9分 目標2.7km、3分)

(目標2) 病院や学校へのアクセス道の不快箇所解消及び交通事故件数の減

(12%の減、交通事故件数281件 247件)

(目標3) 森林施業の利便性アップ等による林家戸数減の歯止め及び山火事の拡大防止
(減少率8% 5% 現状林家戸数1,282戸)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

道整備交付金を活用し、旧能都町と旧内浦町を結ぶ「広域農道 能登内浦地区」と基幹町道を集中的に整備し、農水産物の物流効率化を図るほか、鮭尾地区にある「林道 唐杉線」の舗装、柿生地区にある「林道 柿生線」の舗装等を行うことにより、森林へのアクセスを改善し、森林施業の効率化を図る。

また、今回当目地区の「赤畑線」、北河内地区の「上河内線」及び小間生地区「往古線」の開設により、森林と町道等とのアクセスが改善され、より効率的な森林施業を行うことで、地区住民の森林に対する意識の向上を図るとともに、林家の経営意欲の向上に資する。

また、能登町を縦断する「県土幹線軸珠洲道路」、「国道249号」、「県道宇出津町野線」、の各幹線道路の他、主要県道及び幹線町道にアクセスする各町道を整備することにより、県道、町道、農林道による効率的な道路ネットワークを構築する。

その他「能登町定住化促進奨励金」や「やすらぎ交流空間整備事業」等の定住化や地域活性化に資する他分野に渡る事業・企画と連携し、地域づくりに取り組む。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

・道整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示す図面による。

・町道全10路線については、昭和57年～平成17年にかけて道路法第8条第2項により町道認定済

町道2級新保羽生1号線	(H17.3.31 道路認定)
町道2級藤ノ瀬1号線	(S59.4.1 道路認定)
町道五郎左エ門分6号線	(S57.3.29 道路認定)
町道1級上町1号線	(S57.3.29 道路認定)
町道2級本木2号線	(S59.4.1 道路認定)
町道1級真脇小木1号線	(H17.3.1 道路認定)
町道2級笹川十郎原1号線	(S57.3.29 道路認定)
町道宮地山田1号線	(S59.4.1 道路認定)

町道2級当目1号線	(S59 . 3 . 29 道路認定)
町道2級柿生1号線	(S59 . 4 . 1 道路認定)

- ・ 広域農道については、平成8年7月23日に土地改良法第87条の法手続きが完了
- ・ 林道については、森林法第5条に係る能登地域森林計画(平成16年12月27日樹立：計画期間：平成17年～平成27年)に定められている。

林道柿生線 (平成16年12月27日地域森林計画に掲載)
林道唐杉線 (")
林道上河内線 (")
林道赤畑線 (")
林道往古線 (")

[施設の種類の(事業区域)、事業主体]

- ・ 町道 (能登町) 能登町
- ・ 広域農道 (能登町) 石川県
- ・ 林道 (能登町) 能登町

[事業期間]

- ・ 町道 (平成17～21年度)
- ・ 広域農道 (平成17～21年度)
- ・ 林道 (平成17～21年度)

[整備量及び事業費]

- ・ 町道 6.6km、広域農道 1.3km、林道 4.3km
- ・ 総事業費 2,548,321千円 (うち交付金1,265,852千円)
 - 町道 1,316,900千円 (うち交付金 658,450千円)
 - 広域農道 875,100千円 (うち交付金 437,550千円)
 - 林道 356,321千円 (うち交付金 169,852千円)

(5 - 3) その他の事業

能登町では、地域再生法による特別の措置を活用するほか、以下の他分野に渡る事業・企画と連携し、総合的に地域づくりに取り組んでいる。

・ 能登町エンデバーファンド21

住民主体の魅力的なまちづくりを推進するため、環境保全等まちづくり活動の調査企画・活動・交流会等に対して、取り組み団体等に助成する。

- ・能登町定住促進奨励金

人口の流出に歯止めを掛けるため、新規学卒者やUターン・Iターンをして3年以上定住した方々に奨励金を交付する。

- ・農業経営基盤強化促進事業

農業者の安定的な経営育成のため、農業経営基盤強化資金を農林金融公庫から借り受けた額に対する利子助成を行う。

- ・ござれ祭り

能登町の植物公園において毎年夏に開催される町を代表するイベントで、各地域を代表する「キリコ（奉燈）」が乱舞し、地域の伝統芸能の披露や地域特産品販売等で毎年多くの観光客（15,000人）でにぎわう。

- ・やすらぎ交流空間整備事業

統廃合により廃校となった小学校を簡易宿泊施設に改修し、近隣の農家と連携して農業体験等を行い、交流人口の増大を図り、地域活性化を促す。

6．計画期間

平成17年度～21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に県と能登町の担当者と構成する評価検討グループを共同で組織し、目標の達成状況、事業評価、改善事項の検討等を行う。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し